

熊本市生物多様性推進会議運営要綱

平成28年 8月31日 市長決裁

令和 2年12月 2日 環境共生課長決裁

令和 5年 4月 1日 環境政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、熊本市生物多様性推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関すること。
- (2) 「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもと Cプラン～」の実施状況及び実施内容の評価に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民を代表する者
- (3) その他、設置目的の達成のために必要な知識、経験を有すると認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任をさまたげない。

(委員長)

第5条 推進会議に、委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、推進会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。
- 6 前項の規定により議決権を行使する者は、第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、熊本市環境局環境推進部環境政策課で行う。事務運営の一部を、熊本市環境局環境推進部環境政策課から業務を受託した者が行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。